

【福島県原子力損害対策協議会】 原子力損害賠償の完全実施に関する 緊急要望・要求活動 結果概要

□日 時 平成30年11月6日（火）10：15～14：00

□要望(要求)者 会長代理：福島県副知事 鈴木正晃
副会長：JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会 会長 大橋信夫
副会長：福島県商工会連合会 会長 轡田倉治
副会長：福島県市長会 会長 立谷秀清（相馬市長）※兼電力協
副会長：福島県町村会 会長 遠藤栄作（鏡石町長）

□要望(要求)先 文部科学省（対応者 政務官 白須賀貴樹）
経済産業省（対応者 副大臣 関芳弘）
復興庁（対応者 副大臣 浜田昌良）
東京電力ホールディングス株式会社
（対応者 代表執行役社長 小早川智明ほか）

※上記のほか、原子力損害賠償紛争審査会に対しても要望書を別途提出

□要望(要求)項目

- 1 営業損害に係る賠償
- 2 被害者や地域の実情を踏まえた賠償
- 3 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 4 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
- 5 自主的避難等に係る賠償
- 6 地方公共団体に係る賠償
- 7 消滅時効への対応
- 8 賠償金の税制上の取扱い（国のみ）
- 9 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施（国のみ）

□内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、国、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 文部科学省（対応者 政務官 白須賀貴樹）

10:15～10:30 合同庁舎7号館 東館11階 政務官室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜被害者や地域の実情を踏まえた賠償＞

- 要望書4頁の2（6）。中間指針について、被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるよう、審査会において現地調査を行うなどにより、被災地はもとより本県の実情をしっかりと把握した上で、適時適切な見直しを行ってほしい。



＜原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介＞

- 要望書5頁の4（1）。ADRセンターによる和解の仲介について、東京電力が和解案を拒否し、手続打切りとなる事案が続けて発生している。
- 被害者への公平かつ迅速な賠償に向けて、東京電力によるADR和解案の積極的な受け入れがなされるよう、文部科学省としても、引き続き、後押しをお願いしたい。
- 審査会の鎌田会長宛の要望書もお持ちしたので、お渡ししたい。

【白須賀政務官】

- 私も福島県の1日も早い復興を全力で応援していきたい。
- 中間指針について。原子力損害賠償紛争審査会において、年に2回審査会を開催し、年に1回現地視察等を行っている。被災地の現状も的確に判断し、努力しながらフィードバックしてしっかりと賠償が行われるようこれからも鋭意進めていきたい。
- ADRについて。仲介委員の方々が中立・公平に個々の案件に対して審査をしている。皆様方の声に耳を傾けながら努力しているところであり、関係省庁も含め私達もバックアップしながら、適切にできれば可能な限り和解をして、そしてまた、できる限りの賠償ができるよう被災者に寄り添っていくので、これからも御意見等よろしくをお願いしたい。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 相馬市長でもある。御案内のように原発地帯から45kmと近いが、線量的には全く問題ない。しかし、風評被害の影響を最も受けているのは相馬市だと思う。
- 農業も大変だが、最も象徴的なのは漁業。試験操業を行っているが、出来高で震

災前の10分の1程度。

- 今後の見通しを考えた時に風評被害をどう払拭していくかというのが相馬市の一番のテーマ。
- 線量がある程度落ち着いた段階で、心配な状態ではあったが、そんなに高くはなく、私は「避難するな、留まれ」と言っていた。しかし、留まって頑張った者は風評被害に遭った。商品が売れる売れないだけではなく、福島県に対する差別に繋がっていく。

このことに対して私は放射能教育をするようずっと申し上げてきている。大臣が変わる度に言っている。全国市長会の立場でもかなり言っているが、誰一人本腰を上げない。高校入試の問題に出してほしいと言った。高校入試の問題に1問出せばみんなが勉強するようになる。確かに副読本等はあるが、はっきり言って結果的に効果はない。
- 2年前に75名の市長を第1原発に連れて行った。75名の市長全員がベクレルとシーベルトの違いを説明出来ない。放射能と放射線の違いを説明出来なかった。これが日本の現状。文部科学省の人が私のところに来て「これだけやっていますよ」と。これだけやっているとということではなくて、みんな分かってないのが問題。
- 林前大臣の時にかなりディスカッションをした。林前大臣は教育委員会の問題だと言う。関係の教育委員会が高校入試に出すかどうかということ。しかし、私は、教育委員会の問題だけで片付けていいのかという気がする。知事にも福島県の高校入試に出してほしいと言ってきた。福島県民が理解しないとダメ。自主避難なんていつまで経っても止まらない。
- 放射能というのは、正しく恐れて賢く避けるというのが原則だが、それがあまりにもなされていないのが現状。そういうのを容認してはならない。違うことは違うとはっきり言わないといけない。
- そこは放射能教育の徹底だと思う。相馬市ではやってきた。しかし、県全体、日本国全体においてはとてもそういう状況ではない。しっかりと文部科学省の責任でやってもらいたい。

【白須賀政務官】

- 「正しく恐れて」は、正にそのとおり。昔の副読本はいきなり事故から始まっているが、新しい副読本はまず正しい知識、その後に事故のこと等を含めて書いてある。私も読んだが、より分かりやすくなったと思う。
- それをしっかりと活用し、まず日本全国にその知識を増やさなければならない。高校入試の件はまた置かせてもらうが、仰る気持ちも良く分かる。内容もそのとおりだと思っている。文部科学省としても鋭意努力していきたい。

【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 私の町にある県立農業高校の生徒が、先月、農業研修でオランダのある大学へ行った。そこで生徒が大学生に「福島県の農産物は安全ですか」と聞いたところ、30人中30人が危険だと回答し、生徒が大変驚いていたとの報告を受けた。
- 生徒達がジャムを持って行って大学生と話をし、なんとか安全だと理解してもらったとのこと。そういうこともあるので、できればそういったことも含めて国としても動いていただければ、もっと福島県産農産物等の安全性が分かるということを申し上げたい。

【白須賀政務官】

- これだけ世界最高の検査をして全く問題ないと言い続けても、オランダまで行くくと全く情報が伝わっていないということか。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 我々も海外に行って説明すると理解してもらえが、説明する前はなかなか。

【大橋JA協議会会長】

- 要望書2頁の営業損害に係る賠償に農林業の営業損害を入れさせていただいた。8年目を迎えたが風評被害が発生している状況はいまだ変わらない。賠償はまだまだ打ち切るべきではない。国の力でいかに収めていくか、努力していただきたい。

【白須賀政務官】

- 農林水産省を始め、各省庁とも連携しながら対応していきたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 東京電力の一括賠償で我々の団体は終わった。2倍相当額ということだったが、2倍相当額に該当になったのは一部の方で、残りは1倍もしくはゼロ。
- 東京電力では「損害がある限り」と言っているが、残念ながら今のところほとんどが該当になっていない。我々事務局で各事業所を応援し請求支援しているが、なかなか認めてもらえない。東京電力にどういう理由で認められないのか聞いても絶対に教えてもらえない。
- まだまだ被害は大きい。我々の業界も厳しい状況が続いているので、是非、東京電力への指導をよろしくお願ひしたい。

【白須賀政務官】

- 東京電力に話をするとともに、関係省庁と連絡を密に取っていきたい。

2 経済産業省（対応者 副大臣 関芳弘）

10：45～11：00 経済産業省本館 11階 副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜営業損害に係る賠償＞

- 要望書2頁1（1）ア。農林業の賠償。来年1月以降の避難指示区域外における賠償について、円滑な移行に向けた丁寧な説明等が柔軟になされるよう、東京電力を指導願いたい。

また、避難指示区域内等の一括賠償後の取扱いが未定のため、賠償の考え方を早急に示すとともに、関係者の意見を十分に踏まえた対応をさせるようお願いしたい。

- 商工業等については後ほど轡田会長からも話をいただくが、一括賠償後の取扱いについて、東京電力は被害があれば賠償すると言っているものの、実際問題としてなかなか実績が伴っていない。したがって実績が伴うような形で被害があったことについては賠償するよう是非御指導願いたい。特に、個別事情もさることながら、病院や観光はまだまだ状況が厳しいのでよろしく願いたい。
- 要望書3頁1（2）ウ。賠償できない理由を書面で明確に示してほしい。

＜被害者や地域の実情を踏まえた賠償＞

- 要望書3頁2（1）。被害の実態に見合った賠償を確実にお願いしたい。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 要望書6頁。公共賠償について、今まで民間を優先してきたが、特に公共財物についてもそろそろ賠償を進めたい。山林等、特に利用再開が見込めない財物の取扱いについて、個別事情を十分斟酌して対応してほしい。

【関副大臣】

- 本日いただいた御要望について、まずは、しっかりと受け止めさせていただきたい。
- 農林業の風評賠償については、平成31年からの新たな賠償方式の運用開始に向けた実務的な検討において、引き続き、農林業関係者の御意見をしっかりと踏まえるよう東京電力を指導していきたい。
- 次に、商工業の営業損害賠償については、被災された事業者の皆様へ分かりやすい説明を行うとともに、事業の特性などの個別のご事情を丁寧に把握して、公平か



つ適切な賠償を行うよう指導してまいりたい。

- また、東京電力においては、被害を受けられた方々の個別の御事情を丁寧に把握して、公平かつ適切な賠償を行うよう、指導してまいりたい。
- 加えて、東京電力は、新々・総合特別事業計画において「3つの誓い」を自ら表明しており、これらに基づき誠実に対応することは、当然の責務であると考えている。
- 公共財物については、今後とも各地方公共団体の個別の事情を丁寧に把握しながら、できるだけ早期に公平かつ適切な賠償を行うよう、東京電力をしっかりと指導してまいりたい。
- 福島復興は経済産業省にとっての最重要課題。地元の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、省を上げて取り組んでまいりたい。

【大橋 J A 協議会会長】

- 営業損害に係る賠償について、農林業は依然として風評問題が続いており、なかなか震災前の価格に戻らない。どうしても福島県を避けようとする。一番は米。既に今年の米も収穫されているが、去年の米が買ってもらえず大変な状況。

【関副大臣】

- 価格はどのくらい下がっているのか。

【大橋 J A 協議会会長】

- 80～90%の状況。米が一番はけない。

【轡田商工会連合会会長】

- 相当因果関係の問題。一応、2倍一括賠償となっているが、2倍をもらった方は少なく、ほとんどが1倍もしくはゼロの状況。
- 我々事務局の職員が事業所を指導しながら請求しているが、まず認めてくれないというのが現状。東京電力にひな形を出してほしいと言っても出す気がない。その辺が頭が痛いところ。我々事業者にとってまだまだ厳しい。
- 私どもは零細企業なので、証拠書類を求められた時に困る。大きな企業の場合、専門の職員が対応しているが、家族経営ではなかなかそこまで出来ない。その辺の指導をお願いしたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 東京電力は被害がある限り賠償すると言うが、結果が伴っていない。東京電力には結果を出してほしいと言っている。賠償できるものはしっかりと賠償してほしいと言っているので、その辺を強く指導願いたい。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- イノベーション・コースト構想と小高地区の帰還に関わる話。被災地の小高地区にスマートインターを作ろうという要望が極めて強く出ている。小高地区は帰還や復興が進んでいるところ。先端技術開発、つまりイノベーション・コースト構想の集中的な役割を担うところもあるので、そこにスマートインターを設置することについて経済産業省の力を貸してほしい。
- 外国人のインバウンドについて。小名浜港や相馬港等にフェリーを入港させたいが、問題は相馬だけでは済まない。フェリーが来た場合、色々なところをバスで回っていく。会津若松にも行く可能性がある。その時風評被害払拭を含めて本県産の品物をどうアピールするか。
- 先ほどのJAの話は深刻だが、実はもっとひどいのは漁業。試験操業だが、沿岸漁業で、獲れ高は震災前の約17～18%。お金の換えると震災前の10%にも満たない。当然賠償金で埋めている。
- 基本的に農業も一緒だが、放射能教育をちゃんとやってもらいたい。みんな分かっている。世界で一番安全な基準と言っても分からない。オールオアナッシングで考える。そういうものではないということをきちんと教育しなければならない。
- それから安全性をアピールするために、農協でもやっているが直売センターを作ろうと思っている。直売センターを作って福島県以外を含め人を集めて、そういう努力を積み重ねていかなければいけない。
- 2年前、復興庁がなくなった後どうするか聞いた時、「これからの様子を見てゆっくり議論する」と言っていたが、あと2年半。復興庁の後継組織がその仕事を引き継いでいかなければならない。
- 風評被害は10年ぐらいでなくなるものではない。10年で魚が前のように売れるのか、福島県の米に前と同じような値段がつくのか、そんなことはあり得ない。廃炉を含めて被災地の復興は10年では全然話にならない。
- 相馬の復興はかなり進んできたとは思いますが、やはり風評被害等の問題については、これからも残っていく。風評払拭、第1次産業の復旧はまだ残っていくので、経済産業省のお力添えをお願いしたい。特に今日強調したいのはインターチェンジ。よろしくをお願いしたい。

【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 地方公共団体の賠償について、関副大臣から力強い言葉をいただいたので期待したい。
- 東京電力の社長が第2原発を廃炉にする方針を表明したが、経済産業省においては、早急に決断できるように指導をお願いしたい。

【関副大臣】

- 電力、エネルギーの基地を作ろうと、いわゆるイノベーション・コースト構想で一生懸命がんばっていただいている。経済産業省もそういう産業の活性化、元に戻し更にグレードアップしていくような拠点エリアとしての案を現在作っているところであり、色々と協力させていただきたいと考えている。
- 風評被害は、本当に仰るとおり。私も、神戸で船が沈み油で魚が売れなくなり、なかなか戻らなかった経験をしているのでよく分かる。
- 全国の人が正しい理解をしないといけないということは仰るとおりだと思う。副読本を配布したりしているが、我々もそういうところではできる限り進めていかなければならない。思い込みや感覚だけで行動してしまうところもあるので、正しく理解してもらうことが一番大事。
- 福島県は安心安全で良い商品が多く、農林水産が有名なところなので、それが使えないのはもったいない。
- 我々もできる限り文部科学省と一緒に協力しながらやっていく。

3 復興庁（対応者 副大臣 浜田昌良）

11：30～11：45 合同庁舎4号館 10階 副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

<生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施>

- 原子力損害対策協議会ということで、原子力損害賠償に関する要望書をお持ちした。
- 原子力損害賠償全般について、当然、被害がある限り賠償される必要がある。復興庁においても東京電力に対し指導をお願いしたい。



<生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施>

- 要望書7頁の9。復興庁関連の要望につきましては、東日本大震災原発事故から間もなく7年8ヶ月になろうとしている。この間、福島県が少しずつ前に進んできたのは、復興庁のおかげだと思っており、感謝申し上げます。一方で更に復興を進めていくためには、さらなる環境整備が必要である。
- 迅速な賠償を行うとともに、住宅確保、就労支援、それから事業再開や転業等の

ための支援、更には医療や教育、福祉サービスの充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建、支援策が重要なので、復興庁においては司令塔となって確実な実施をお願いしたい。

- 福島県はまだまだ長い取り組みとなるので、是非とも復興・創生期間における十分な財源、それから体制の確保についてしっかりとした対応を併せてお願いしたい。

【浜田副大臣】

- 御要望のあった損害賠償については、東京電力、経済産業省が中心に答えることとなるが、復興庁からも丁寧にきめ細やかに対応するように要請したい。
- 併せて、御要望承りました生活環境の整備については、十分にされなければ戻ってこないと考える。また、戻った方も不便を感じられると思うので、要望書に書いてある教育や医療、福祉サービス以外にも「ここの支援が足りない」「ここはこうした方がいい」と皆様から知恵をいただき、その知恵とともに努力を続けてまいりたい。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 復興庁の後継組織について。福島県だけの問題ではない。この前、東北市長会が石巻であったが、とてもとてもというところ。被災3県、とりわけ福島県になるかと思う。あと2年半と言ったが、この議論を目に見える形でお願いしたい。
- 福島県相馬地方の小高地区にスマートインターの要望が地元から上がっている。同時に進めているイノベーション・コースト構想は全然人がいないと難しい。小高は一つの起点であり、ベースキャンプのような役割になると思う。その小高のインフラの復旧、復興、あるいは新設が重要になってくるのでよろしくお願いしたい。
- ADRの判断が遅いという問題が出ているので、急ぐよう御指導をお願いしたい。
- 放射能の理解が進んでいない。放射能教育をずっと言ってきたが、結果的にほとんど効果は現れてない。それにより福島県の特に相馬の魚が売れない。震災前の出来高の10%にも満たない。これではとてもじゃないが復興は難しい。
- 第1次産業全てに言えることで、農協も大変な思いをしているが、農家から米を買ってくれる農協は立派だと思う。しかし、魚は誰も買ってくれないため低迷状態。最大の原因は風評被害である。放射能教育についてよろしくお願いしたい。

【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 浜田副大臣並びに復興庁の皆様には被災者の実情や思い等について深く理解していただいているところであるが、今後とも、被災者に寄り添った施策の確実な実施をお願いするとともに、東京電力に対し、被災者の視点に立ち、被災者優先の賠償をしっかりと強く御指導いただきたい。

【大橋 J A 協議会会長】

- 風評問題が解決しないという全国的な問題になっているので、国において放射能に対する教育をしっかりとしてほしい。80%の人が大丈夫でも残り20%の人達が絶対ダメだと言う。
- 今風評で大変なのは米。昨年の米について、契約はされていても出庫されない。収穫が終わり新しい米になっているが、古い米が出ていかない。
- 東京電力では早く賠償を決めたいという話が先行してしまっている。生産者は、まだ廃炉も進んでいない、10年も経たないのになぜ賠償を打ち切ろうとしているのかと感じている。その辺を国の指導で対応していただきたい。
- 2年後にはオリンピックがあるが、安倍首相は完全にブロックしたと発言しているので、事故がないように早期に廃炉を進めていただきたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 風評というのは恐ろしい。物産販売等で関西等に行った際、福島県では店舗に出す際に放射能検査を実施している旨を伝えると「まだ検査をしないとダメなんですよ」と言われ逆効果になってしまう。やはり放射能に関する教育を徹底してもらわないと今話したようなとんでもない誤解が生じてしまう。
- 震災以降、国から復興支援員に関する予算をいただき、職員を百数十名雇っているが、採用条件が厳しすぎる。「1年間無職でいた者」、「事故当時福島県にいた者」、そういう条件があるため、予算をもらっても人が集まらず消化できないでいる。事務職を求人しているので、誰でもいいという訳にはいかない。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 最初は被災者支援という意味合いもあったので、地元雇用をして、事故当時、福島県にいた人や職がない人としていたが、現在は状況が変わってきている。

【轡田商工会連合会会長】

- 我々は復興のために職員がほしい。

【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 被災者支援と復興支援、1粒で2度おいしいようなことを考えたと思うが、今は、人手不足が深刻であるため復興支援1本で考えないと。

【浜田副大臣】

- 共通する問題として、1つは復興庁の後継組織の問題。目に見える形でどの要望があった。これは大臣からも発言させていただいたように年度末に復興の基本方針を改定させていただく。それに向けての復興推進委員会を開催するので、議論がい

よいよスタートする。そこでは目に見える形になってくると思う。そういう形でしっかりと現場の意見を聞きながらやっていきたい。

- 風評被害の問題については、我々も心を痛めている。7年8か月、国としても相当やってはいるが、これはなくさないといけない。
- 今年、やっと小中学校の副読本の改定ができた。また、これと併せてメディアミックスの予算を取って使っている。遅れてはいるが年内ぐらいから福島県外向けのCMを始める。今年だけでなく来年もやる。風評は10年以内にある程度メドをつけないといけない。引きずってはいけない。

4 東京電力（対応者 代表執行役社長 小早川智明ほか）

13:00～14:00 東京電力本館 3階 C会議室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 東京電力においては、被害者が1日も早く生活や事業を再建することができるよう、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、被害者それぞれの立場に立った賠償を的確、迅速に行い、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすべきである。

よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施とその確実な対応を強く要求する。



【東京電力 小早川社長】

- 福島第1原子力発電所の事故から間もなく7年8か月が経とうとしている。この間、福島県の皆様、地元の皆様には大変な御負担と御心配をおかけしていることを心よりお詫び申し上げます。
- 当社としては、福島復興が私どもの最大の責任だと考えている。迅速かつきめ細やかな賠償を貫徹するとともに、最後の1人まで賠償を貫徹し、福島復興への責任を果たしていく所存である。
- 本日は福島県原子力損害対策協議会の皆様の御意見、それから御要望をしっかりと伺いし、適切に対応させていただきたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- それでは、まず私から、要求書に沿って、特に重点的な6項目について要求する。

＜営業損害に係る賠償＞

- 要求書2頁1（1）ア。平成31年1月以降の避難指示区域外における農林業の風評賠償について、円滑な移行に向けて農林業者等へ丁寧な説明を行うとともに、関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の立場に立った賠償を行うこと。
- 要求書2頁1（1）イ。避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、賠償の考え方を早急に示すとともに、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえた対応をすること。
- 要求書2頁1（2）ア。商工業等に係る営業損害の一括賠償については、年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化があれば的確な賠償を行うこと。
- 要求書2頁1（2）イ。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うこと。
- 要求書3頁1（2）ウ。同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、風評被害の相当因果関係の類型、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を公表・周知するとともに、書面で理由を明示するなど被害者への分かりやすい丁寧な説明を徹底して行うこと。

＜被害者や地域の実情を踏まえた賠償＞

- 要求書3頁2（1）。帰還困難区域や居住制限区域、避難指示解除準備区域はもとより、避難指示解除区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないよう配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行うこと。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要求書4頁（2）。「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- 要求書4頁（3）。東京電力「福島復興本社」の機能強化はもとより、本県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行うとともに、「新々・総合特別事業計画」に掲げられた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を改めて社員一人一人に厳守させること。

＜原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介＞

- 要求書5頁（1） 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和

「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償を行うこと。

- また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず、直接請求によって一律に対応すること。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 要求書5頁(1)。県内地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、その実施体制に要する費用を含め、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続を簡素化するとともに、確実かつ迅速に賠償を行うこと。
- 要求書5頁(3)。地方公共団体の財物の賠償については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産や山林、利用再開が見込めない財物の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。
- 東京電力においては、最後まで責任をもって、損害がある限りは賠償するよう強く要求する。

【東京電力 小早川社長】

- 1つ目の農林業の営業損害に係る賠償について。平成31年1月以降の避難指示区域外における農林業の風評賠償については、平成30年8月10日にJA協議会と合意に至った。現在進めている運用面の詳細検討においては、円滑な移行に向けて、各JA・団体の御意見・御要望をしっかりと伺いながら、できる限り柔軟に対応させていただく。なお、JA協議会以外の団体を通じて御請求いただいている方や個人で御請求者いただいている方については、JA協議会との合意内容を踏まえ、丁寧に御説明させていただいている。当社としては、引き続き、被害を受けられた皆様に寄り添ったきめ細やかな対応を徹底してまいります。
- また、農林業の一括賠償後の取扱いについては、2016年12月26日にプレス発表したように、当社事故と相当因果関係のある損害が一括賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆様の御意見も踏まえながら、適切にお支払いさせていただくこととしている。具体的な取扱いについては、現在、鋭意検討を進めているところだが、損害のある限り賠償を継続するとの方針に変わりはなく、引き続き適切に対応を進めてまいります。
- 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、弊社事故との相当因果関係の確認にあたり、御請求者様に御提出いただいた請求書の記載内容や資料による確認に加え、御請求者様から対面で直接お伺いした御事情等も活用し、また極力御負担をお掛けしないよう、丁寧に対応させていただいている。また、一度、弊社事故との相当因果関係を認めることが困難だと判断した御請求者様についても、追加で新た

な御事情をお伺いした場合や、新たな証明書類を提出いただいた場合には、内容を確認させていただいたうえで、適切に対応させていただく。

- 一括賠償後の取扱いについて、やむを得ない特段の御事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故との相当因果関係が認められる損害が、一括賠償額を超過したとお申し出がある場合には、御請求者様ごとの個別の御事情を丁寧にお伺いさせていただいたうえで、一律に判断することなく、適切に対応させていただく。

また、個別の御事情をお伺いさせていただく上で、新たな証明書類等の提出をお願いさせていただく必要性は御理解いただきたいと考えているが、これまでに御提出いただいた書類を活用する等、御請求者様の御負担の軽減に努めてまいりたい。

- 商工業は、業種業態が多岐にわたり、同一業種であっても規模や事業内容、地域等により損害が発生している状況等は異なることから、一律に類型等をお示しすることは困難と考えているが、御請求者様ごとに具体的な御事情を丁寧にきめ細かくお伺いさせていただいた上で適切に対応させていただく。
- 賠償可否の回答にあたっては、対面にて御回答を申し上げますが、これまでも、文書で回答をいただきたいとお申し出がある御請求者様については、文書で回答をさせていただいている。いずれにしても、御請求者様に御理解いただけるよう丁寧な対応をしてまいる所存である。
- 3つ目の被害者や地域の実情を踏まえた損害賠償について。当社は、現在、原子力損害賠償制度の枠組みの下で、中間指針等を踏まえ、被害を受けられた皆様への迅速かつ公正な賠償金のお支払いに取り組んでいる。引き続き、被害を受けられた方々の御事情を丁寧にお伺いし、当社事故と相当因果関係が認められる損害については、適切に対応させていただく。
- 4つ目の被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について。弊社としては、中間指針等において類型化されなかったものが、ただちに賠償対象外になるとは考えておらず、個別の御事情をお伺いし、当社事故との相当因果関係が認められる損害については、適切に対応させていただく。福島復興本社が一丸となり、地域の御事情を幅広く把握するよう取り組んでいる他、地域の皆様のお困り事の解消や様々な御要請に対応できるよう地域の方々により一層寄り添った取組を進めているところ。引き続き被害を受けられた方々に寄り添った賠償を進めるとともに、個別の御事情を十分に斟酌しながら、「3つの誓い」を遵守し、親身・親切的な賠償に取り組んでまいる。
- 5つ目の原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案を積極的に取り入れ、一律に対応することについて。弊社としては、「新々・総合特別事業計画」に掲げているとおり、これまでも「和解仲介案の尊重」というお約束に沿って、和解の早期成立に向け対応してきたところであり、その考えに変わりはない。今後とも、個別事案の迅速な解決に向けて誠実に対応してまいる。なお、直接御請求いただいた場合についても、被害を受けられた方々の御事情を丁寧にお伺いしたうえで、適

切に対応してまいる。

- 最後に地方公共団体に係る賠償について。地方公共団体さまの損害に係る賠償につきましては、被られた損害の内容やご事情をお伺いして対応するよう努めてまいりましたが、一律的な判断をすることなく、これまで以上に各地方公共団体さまの個別の内容・ご事情をしっかりと伺いし、証憑の簡素化や個別のご事情に応じた的確な証憑のご案内、証憑収集のお手伝い等、柔軟な対応を心掛けてまいります。
- 地方公共団体さまが所有している財物の賠償につきましては、中間指針や原子力損害賠償紛争審査会の見解を基本に、関係する地方公共団体様の御意見をお伺いたうえて、賠償方針を御案内させていただき、本年4月より御請求受付を開始している。今後も、御請求いただいた内容については、各地方公共団体様の御事情を丁寧にお伺いしながら、迅速に対応させていただく。

なお、インフラ資産や山林、利用再開が見込めない財物の取扱いについては、原子力損害賠償紛争審査会の見解も踏まえたうえて、一律の考え方による賠償が必ずしも適当ではない損害については、個別具体的な御事情を丁寧に伺いながら、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただく。

【大橋 J A 協議会会長】

- 東京電力の原発事故から既に7年半余りが経過し、本県農畜産物の価格については、一部回復の兆しが見えているが、未だ風評被害による影響が残っており、県内の生産者にとっては厳しい状況が続いている。
- このような中、平成29年から協議・交渉を行ってきた避難指示区域外の農畜産物の風評賠償方式については、J A 協議会会員団体や生産者等の意見を踏まえ、平成31年以降の賠償方式については、東京電力と合意したところ。しかしながら、平成31年以降の避難指示区域外の賠償方針については、生産者やJ A 協議会の関係者から東京電力の提案内容に対して納得や理解をしていない人が少なくない状況にある。

このようなことから分かりやすい資料の提示、丁寧な説明に努める他、今後の具体的運用方法等に関する協議・交渉にあたってJ A 協議会関係団体や生産者等の意見等を踏まえ、柔軟に対応するよう要求する。
- さらに避難指示区域内においては、出荷制限品目に係る一括賠償後の取扱いについて、賠償の考え方が未だ提示されていない。特に避難指示区域では区域の解除等、再編が進んでおり、一部の農業者においては、帰還再開等、復興に向けた取組が行われていることから、地域の実情に沿った賠償スキームを早急に提示するよう要求する。
- 最後に、以上の要求に対しては、農業者の視点に立って最後の1人まで賠償を貫徹するようお願いしたい。

【轡田商工会連合会会長】

- ただいま小早川社長から説明を受けた。正にそのとおりだが、そこに座っている方と現場の方の言っていることがまるで違うというのが現実。
- 我々はJAと異なり、事業形態、事業規模、それぞれ内容が異なるため、個々の事業者が請求していくということになる。2倍相当額の一括賠償でとなっているが、実際には2倍もらった者は何%しかいない。あとは1倍、もしくはゼロで終わってしまっているというのが現実の姿。その後、相当因果関係ということで、東京電力の現場の方と相談しながらお願いしているがなかなか我々の要望が通らないというのが現実。例えば請求者の因果関係の類似したもの、被害の類似したもの、あるいは判断根拠等の事例を公表してほしいと何度かお願いしたように記憶しているが、なかなか公表してもらえない。それを公表してもらえれば、我々も賠償されるかどうか判断できると思うが、未だに要望が通っていない。是非ともそういった類似した判断基準を文書等で我々にいただければ大変ありがたい。そうすれば指導の仕方もあると思う。よろしくお願いしたい。
- 今の状況を見るとまだまだ被害は続いている。特に風評がひどい。JAも我々も全く同じだが、別に物が悪い訳でも何でもなく、風評のために物が実際売れない状況が続いている。1日も早く解決したいので、今申し上げたことを東京電力において肝に銘じてやってほしい。

【東京電力 小早川社長】

- JA協議会においては、平成31年1月以降の避難指示解除区域外の農林業風評賠償方式について、当社からの御提案に御理解いただき感謝申し上げます。
大橋会長から御要望いただいたとおり、円滑な移行に向けてJA協議会との合意内容を踏まえ、農林業者様への丁寧な御説明に努めさせていただき被害を受けられた皆様に寄り添ったきめ細やかな対応を徹底してまいります。
- 避難指示区域内及び出荷制限等に係る一括賠償後の取扱いについては、現在、鋭意検討を進めているところ。具体的な取扱いをお示しした後、農林業者の御意見をしっかりと伺いしながら適切に対応してまいります。引き続き御指導、御協力をお願いしたい。
- 轡田会長から御要望いただいた避難指示区域外における商工業者への賠償については業種・業態が多岐にわたり、同一の業種についても規模や事業内容、地域等により損害が発生している状況が異なることから、なかなか一律に類型等をお示しすることが困難と考えているが、請求者ごとの具体的な御事情について、丁寧にきめ細かく伺いさせていただく。今日、御指摘いただいたような現場の方の不手際があれば、しっかりと指導を徹底してまいります。
- 商工業者における厳しい風評被害の実態を丁寧に確認しながら、本日、御要望いただいた内容を踏まえ、御理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

なお、一括賠償後の個別の御事情をお伺いする際にはこれまで御提出いただいた書類を活用する等して御請求者様の御負担は出来る限り極力軽減していくように努めてまいります。

- また、風評被害については、私どもも課題だと考えており、今年2月に当社としても風評被害に対する行動計画を社内で方針化して、今、主には農産品だが、都内のいわゆる流通を回復すべく集中的なキャンペーンを開始したところ。色々な御事情をお伺いしながら実際に復興のお役に立てるようなことはできる限り今後も取り入れて進めてまいりたい。

【小松市長会常務理事兼事務局長】

- 地方公共団体に係る賠償について、要求書5頁、6頁の部分を補足して話をする。
事故との因果関係が明らかな自治体の事業の賠償について。具体的には原発事故により激増したイノシシに係る対策経費、そして狩猟者にとっても魅力がなくなり、狩猟者が福島県内からどんどん減っている状況であることから、イノシシを捕獲する狩猟者の増員等にかかる経費も因果関係が明らかなので、こういったものにも賠償をお願いしたい。
- また、原発事故による深刻な風評。この対策として地産地消に取り組んでいる自治体があるため、地産地消イベントにかかる経費等についてもしっかりと賠償をお願いしたい。
- また、風評被害対策等の事業に要する費用については、賠償の対象になっているが、その実施体制に要する費用、具体的に言うと基本給を含めた人件費についてもしっかりと対応いただきたい。
- 事故による税込減への賠償。固定資産税を含む普通税についても確実に賠償をお願いしたい。
- 3番目が公共財物に係る賠償。一つは迅速に賠償を行ってほしい。特に原発から近い自治体において顕著な利用再開が見込めない財物の賠償についてもしっかりと柔軟かつ迅速に対応していただきたい。
- 4点目がADRへの対応の迅速化。既にADRセンターから和解仲介事例が出ているものについて、同様の損害について他の自治体の損害にも適用していただき、直接請求により公平な賠償を確実に迅速にお願いしたい。
- 民間事業者の賠償についても風評被害による売上げの低下により資金繰りが困難になっていることもある。ADRによる和解仲介の対応が遅いせいで、そういった中小企業がもたないということも報告されているので、迅速な対応をお願いしたい。

【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 当町にある県立農業高校の生徒が、先々月、研修でオランダの大学へ行った。そ

ここで生徒が大学生に「福島県の農産物は安全ですか」と聞いたところ、30名中30名が「福島県の農産物は安全ではない」という回答だった。生徒達は大変ショックを受け、その報告を受けた私も大変驚いた。それが実態だということを御理解いただきたい。

- 私からは地方公共団体に係る賠償について3点申し上げる。
- 1点目は原発事故対応にかかる賠償について。これまで市町村は、住民の安全・安心を守るため、様々な検査や風評被害対策などの事業を実施してきたところであり、自治体によっては、専門の部署を設けるなどして、原発事故に対応してきた。しかしながら、それら専門部署設置に伴う人件費や超過勤務手当、風評対策事業など、市町村の多くは請求額の一部または、全く賠償されていないのが現状。このような現状を我々は決して認めることはできず、多くの町村長が東京電力の対応に強い憤りを感じているところである。これまでも申し上げてきたが、原発事故が無ければ、それら検査や事業に「人」も「予算」も必要無かった訳であり、賠償されるべき損害である。ついては、要求書にあるとおり、自治体が住民の安全・安心を守るために実施した様々な事業については、政府指示の有無にかかわらず、事故との因果関係は明らかなので、請求手続きの簡素化を図り、確実かつ迅速な賠償をされるよう改めて強く要求する。
- 2点目が、税収の減収に対する賠償について。要求書にあるとおり原発事故によって生じた目的税はもとより、固定資産税を含めた普通税の減少分についても、確実に賠償されるよう要求する。これも以前から申し上げてきたことなので、しっかりと我々の要求に応えていただきたい。
- 3点目が、公共財物の賠償について。被災地等の復興をさらに加速化するためにも、公共財物の賠償をしっかりと進める必要がある。自治体の意向を十分踏まえ、個別具体的な事情にも柔軟に対応いただきながら、迅速に賠償されるよう強く要求する。なお、市町村や財産区が保有する山林は、歴史的にも地元との関係が深く、住民は「自分たちの山」として非常に愛着をもっている。
市町村や財産区からの賠償に関する相談や請求があったら、丁寧に対応いただくとともに、避難指示等のあった区域はもちろんのこと、区域外の財産区を含めた公有林についても、しっかりと賠償を進めていただくよう強く求める。
- 最後に一言付け加えさせていただく。
これまでも町村会では、東京電力が新・総合特別計画で掲げた3つの誓い、「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を、全ての賠償に携わる者に徹底し、賠償業務にあたるよう強く求めてきた。今後も「損害のある限り賠償する」という方針をしっかりと堅持いただき、3つの誓いに則り、被害者の立場に立って、全ての賠償を行っていただくよう強く要望させていただきます。
- 以上が、賠償についてだが、最後にもう1点要求させていただく。

東京電力福島第2原発の廃炉について。県民の強い願いである県内原発の全基廃炉を私どもはこれまで早急に決断するよう要求をしてきたところであるが、事故後8年目に入った今年6月、ようやく「廃炉する方向で検討する」と表明されたところである。

しかしながら、今回の表明はあくまでも「廃炉する方向で検討する」ということで、「廃炉する」とまでは表明されていない。様々な方向から検討を進めていると思うが、結果として「やはり廃炉は出来ない」などということが決してないよう、県民の強い願いを踏まえ、早急に廃炉を決断いただき、廃炉に向けた行程表を示すなど、実行に移されるよう強く要求する。

【東京電力 小早川社長】

- 自治体への賠償については、被られた損害の内容や御事情をお伺いして対応するよう努めているが、原子力災害対策に係る費用や風評被害の払拭に係る費用、また公共財物に係る賠償についても、一律的な判断をすることなく各地方公共団体の個別の御事情をしっかりとお伺いして適切に対応する所存である。また、御担当者への御負担を極力軽減させるためなど証憑類の簡素化や収集のお手伝いをさせていただき柔軟な対応に努めてまいらる。
- 税込減の賠償については、中間指針及び原子力損害賠償紛争審査会における議論等を踏まえ、普通税を含め、当社事故との相当因果関係が認められる損害が発生した場合には中間指針における特段の事情がある場合として賠償対象とさせていただいているが、しかしながら、土地、家屋に係る固定資産税等の税込減につきましては、中間指針等も踏まえ、弊社事故と相当因果関係があると言ひ難いものと考えている。
- 公有林に対する賠償については、販売を目的とする立木の収入減少や追加的費用を要するものについては賠償対象になるものと考えている。避難指示区域外も含め関係する地方公共団体の御事情をお伺いしながら、今後できるだけ速やかに当社としての考え方をお示しし、適切に対応してまいりたい。
- ADRへの対応の迅速化については、これまでも和解仲介案の尊重というお約束に沿って、和解の早期成立に向けて対応してきた。引き続き、原子力損害賠償紛争解決センターの進行に従って、紛争の迅速な解決に向けて個々の御事情を踏まえながら適切に取り組んでまいりたい。
- いずれにしても当社としては「新々総合特別事業計画」に掲げている3つの誓いを堅持し、引き続き損害を受けられた方々に寄り添った賠償に取り組んでまいらる。
- 福島第2原子力発電所の廃炉については、全号機廃炉の方向で私の直轄のプロジェクトチームを立ち上げ、多岐に渡る課題を整理、検討しているところ。

福島第2原子力発電所の方は福島第1原子力発電所の廃炉とトータルで地域の安心に沿うものにすべきという考えも持っている。このような考えのもと、福島第

1 原子力発電所の廃炉作業も含めた人的リソースの確保、発電所の安全な廃炉、経営全般に及ぼす影響等、総合的に勘案してしっかりと検討を進めているところ。引き続きしっかりと検討してまいりますので、決定次第、また御報告に伺いたい。

- 具体的にいただいた事例については、それぞれの個別の内容に沿って、適切に対応させていただきたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 私から何点か確認させていただく。
- 1つ目は農林業関係。今年合意した平成31年1月以降の避難指示区域外の賠償について、今後、関係団体や生産者等の意見を聞きながら柔軟に対応してほしい。
それから避難指示区域内等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、具体的に案を示して今後共有していくとの話があったが、農林業の生産者の方々は非常に不安に思っているの、なるべく早く案を示して協議に入っていただきたい。
- 2つ目は商工業関係。書面で相当因果関係があるかどうかを含めて理由を明示してほしいという話については、先ほど小早川社長から要望があれば回答していくと一歩進んだ回答があったので、こちら側から要望すれば書面で回答するというを確認したい。
- また、類型化して示すことはできないかとの要望。商工業の場合、業態が色々あるので、なかなか一度には難しいとは思いますが、賠償の迅速化や円滑化、商工会としても指導していきたいという観点から、必要な場合もあるので、そういった方向で努力をしていただきたい。
- 併せて営業損害への追加賠償について、いつも「損害がある限りは賠償する」との話がされているが、追加賠償を含めて具体的な姿がほとんど見えない。是非とも具体的に追加賠償を示す努力を続けてほしい。特に病院や水道事業、教育旅行が戻らない観光業等においては、そうした個別事情が非常にあるので、特殊性も含めてしっかりと把握して、対応していただくということを再度確認したい。
- 3点目はADR申立て。先ほど、社長から特別事業計画に掲げている「3つの誓い」に沿って、和解仲介案の尊重ということで話をいただいたが、現実的に和解仲介案について、お互いの意思が合わない局面がたくさんあると聞いていることから、そこを踏まえてどのように考えているのか示してほしい。
- それから地方公共団体について。市長会から話があったとおり、安全安心のための各種事業については、確実に原発事故との因果関係があると思っている。そこは幅広く捉えるべきと考えているので、考え方を再度お聞きする。また、例えば税収で個別に折り合いがつかない場合もある。固定資産税については先ほど小早川社長からなかなか対応できないと回答があったが、我々は当然対応すべきと思っており、そうした個別の合わない部分についても、切り捨てではなく、お互いに再度色々な協議を深め合いながら理解を得るところまでと考えているので、その辺の決意

をお願いしたい。

- 最後に、中間指針において類型化されないものも直ちに対象外とはしないと社長から話があったとおり、是非とも、損害がある限り賠償が継続するというのを再度、社長に確認したい。

【東京電力 小早川社長】

- 1点目の平成31年1月以降の農林業者向けの賠償について、丁寧な説明ということは改めてしっかり御報告していきたい。また、避難指示区域等に係る農林業への一括賠償後の取扱いについては、先ほど御説明させていただいたとおり、具体的な取扱いは現在鋭意検討しているところ。まだお示しできる時期ではないが、いずれにしても損害がある限りしっかりと賠償を継続するとの大きな方針に変わりはないので、引き続き御指導を賜りながら、検討を進めていきたい。
- 2つ目の商工業者への一括賠償後の取扱いについては、事業者から相当因果関係が認められる損害が一括賠償額を超過したとの申し出があれば個別に丁寧に具体的な御事情を丁寧かつきめ細かくお伺いさせていただいている。その上でやむを得ない特段の御事情により当社事故と相当因果関係が認められる損害が一括賠償額を超過した場合については、適切にお支払いをさせていただいている。
- その上で、先ほど副知事から、更には轡田会長からもあった、できるだけ分かりやすさを示す努力をしてほしいとの件については、当方としても今日の御要望を真摯に受け止めできるだけ分かりやすさを示してまいりたい。
ただ個別の御事情には色々なプライバシーに関わるものも当然背景にあるので、お示しできる範囲等どういうものかということはまだまだ御意見があるかもしれないが、できる限り努力は続けてまいりたい。
- それから水道事業や住民の帰還に必要な各種事業についてもしっかりと把握させていただいた上で個別具体的な御事情を丁寧にきめ細かくお伺いさせていただきながら対応していきたい。
- 3点目のADRの和解仲介については、これまでも和解仲介案の尊重というお約束に沿って和解の成立に向けて対応してきたところ。その考え方にいささかも変わりはない。当社としてはADRセンターから提示された和解案について、中間指針等の趣旨を踏まえ、各々の申立人の個別の御事情に応じて適切に対応することを基本としており、また、各々の申立人が受けた損害について、それぞれ個別具体的な御事情が検討される必要があると考えている。今後とも各々の申立人が受けられた損害について、個別の御事情をきめ細かくお伺いしながら迅速な解決に向けて適切に対応してまいりたい。
- いずれにしても当社としては損害が続く限り賠償するという考え方にいささかも変わりはなく、最後のお一人まで賠償してまいりたい。

【大橋 J A 協議会会長】

- 双葉厚生病院が平成 29 年度をもって賠償が打ち切られたと聞いている。現在、運営されていない状況であり、そこにあって経済効果があったわけである。そういうことを無視して一方的に賠償を切られたと理事長から聞いているが、町にはなくてはならない病院。平成 29 年度をもって賠償を打ち切られたという話は分かっているのか。

【東京電力 福島復興本社 新妻副代表】

- 双葉厚生病院の話は承知している。私自身、理事長と話等をさせていただいており、近日お伺いするところ。解決に向けて双方の意見の中に隔たりがあるのも事実である。そういうところをしっかりと話をさせていただきながら、できればお互いが合意できるような方向に進めていきたい。しっかりと話をさせていただきたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 最後に私から申し上げる。今ほど話のあった病院を例にとっても、まだまだ、それぞれ納得できない部分も結構ある。早期に打ち切るとかではなく、是非とも納得できるまで話し合いを進めていただき、できれば合意していただきたい。賠償を進めるか進めないかは、引き続き個別事情を考えた上で、整理していただきたい。
- 原発事故から 7 年 8 か月が過ぎようとしている今もなお、福島県は原子力災害の爪痕の影響が非常に大きい。したがって、先程来言っているように、損害がある限り賠償を行うという考えの下、被害の実態に見合った賠償を確実に行っていただきたい。原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たしてほしい。その 1 点に尽きるので、今後ともそういう考えのもとに個別の事業者の個別の事情まで入り込んでお互い納得いくまでそういった話し合いを進めてほしい。